



桐生ロータリークラブ週報

2008年

国際ロータリー第2840地区 2007-2008年度 国際ロータリーのテーマ



ROTARY SHARES

R.I 会長 ウィルフレッド J. ウィルキンソン

善意というものがいいなら
ロータリークラブは唯の社交クラブだ。
職業は金儲けのためでしかなく、
社会奉仕というも施しにすぎず、
国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

パストガバナー 前原勝樹

会長 佐々木 裕 幹事 森 末廣

クラブ会報・広報委員会 園田 誠・吉田和夫・三橋輝英・清沢元喜

4月7日号

第2646回例会

(3月24日(月) 第4例会)

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| 1. 点鐘 | 6. 委員会報告 |
| 2. ロータリーソング齊唱 | 7. 卓話 「DVとは」 |
| 3. 来訪者紹介 | NPO法人きりゅう女性支援グループ いぶき
専務理事 清水一郎様 |
| 4. 会長の時間 | 8. 点鐘 |
| 5. 幹事報告 | |

ようこそビジター

〈卓話者〉 NPO法人きりゅう女性支援グループ いぶき 専務理事 清水一郎様

会長の時間

一週間の春の彼岸が終りよいよ東京では桜の開花宣言が出て、桐生でも桜が咲き始めた記事が桐生タイムスさんに載っておりまして、今日は少々肌寒いですが春本番もそこまでという感じが致します。

次年度の桐生5RCの会長・幹事会が3月4日に開催され3月8日～9日はPETS・会長エレクト研修セミナーが伊香保福一にて開催され、よいよ次年度が大きく動き始まりました。又、一名の新会員が入会する事になりました。すでに理事会を通りまして、皆さんご存じと思いますが月門快憲君と言いましてお地蔵様のご住職であります。正式の入会は4月14日例会の予定です。ぜひ共よろしくお願ひを申し上げます。

幹事報告

- 米山梅吉記念館より館報が届いております。
- 桐生南、桐生西、桐生中央、桐生赤城の各RCより週報到着。
- 次週31日(月)の例会は、桐生プリオパレスにて桐生RC創立55周年記念例会&祝賀会&観桜会です。6時受付6時30分点鐘ですので、参加される方はお時間お間違いのないようにお気を付け下さい。

委員会報告

出席委員会

本日の出席(平成20年3月24日)：総員68名・出席38名

平成20年3月10日例会修正出席率：77.4%

ニコニコボックス

竹内靖博君…女性支援グループ「いぶき」専務理事清水一郎さんをお招きして／岡部信一郎君…誕生祝／藤井征夫君…本日大吉／吉野一郎君・五十嵐健雄君・矢野昭君・前原正一君・佐々木裕君・坪井良廣君・川島康雄君・澤田匡宏君・竹内靖博君…塙越さんより写真いただきました。

RID2840世界社会奉仕・友情交換委員 竹内靖博君より源流セミナー報告



曾我パストガバナー

田中パストガバナー

国際ロータリー第2840地区後援の第10回源流セミナーが3月22日(土)高崎ビューホテルにおいて開催されました。全国のロータリークラブより93名が出席し曾我隆一パストガバナー(前橋RC)の「2840地区改革とクラブ活性化」引き続き田中毅パストガバナー(尼崎西RC)の「ロータリーの合理的な管理運営」について講演がありました。曾我PGは会員の減少は危機の結果であり、それはクラブ自体の①魅力が失われたこと②社会的存

例会場 桐生俱楽部 TEL45-1513 例会日 毎月曜日 12:30PM

ホームページ <http://www.kiryu.co.jp/kiryurc/>

メール kiryu-rc@ktv.ne.jp

在価値が無くなつたことに起因しDPLは組織の合理化と強化の支援体制を作るものであると説明、田中PGはRIの定款細則に抵触しなければクラブ細則は自由に変更できるものであり、組織の活性化のためにもっとクラブの独自性を持たせることも必要であると力説していました。

卓話



「DVとは」

NPO法人きりゅう女性支援グループ
いぶき 専務理事
清水 一郎 様

DVは、Domestic Violenceの略です。直訳すると「家庭内暴力」ですが、日本では配偶者間の暴力に限定され、家庭内の暴力ではあっても児童虐待・老人虐待・子の親への暴力などはDVとは言いません。和製英語のようで、米国では、Violence Against Women(VAW)と言われます。

DV防止法は平成13年に制定されました。夫婦間の暴力は違法なものであって、国や地方公共団体は社会問題としてのDVを防止することと被害女性を救援する責務があると明記しました。

従来、夫の暴力を逃れるために警察や役所の窓口へ被害女性が救いを求めるでも、公の機関は「民事不介入の原則」や「法律は家庭に入らず」の法格言を盾に被害女性を救うことはしませんでした。窓口の職員は気の毒に思って困惑するだけではなすすべはありませんでした。シェルターを運営する民間団体などが一部の弁護士と連携して被害者の救援活動を行い、女性議員へ働きかけ、超党派の議員立法として成立したのがDV防止法です。

DV防止法は、国と都道府県にDV対策についての基本計画策定の義務を負わせています。同時に被害者を直接支援するための行政機関として、配偶者暴力相談支援センターの設置を都道府県に義務づけています。また、市町村には基本計画策定と配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務を課しています。

DV防止法がつくった司法措置に裁判所による保護命令があります。1. 配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が、配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき(暴力行為) 2. 被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた被害者が、配偶者から受けた身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき(脅迫行為)のいずれかの事実がある場合に、被害者の申立により裁判所は保護命令という裁判で被害者の法的保護を図ります。

1. 接近禁止命令(6か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならない)
2. 退去命令(2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならない)が基本で、これに付随する
3. 行為禁止命令(6か月間、一定の嫌がらせ行為を禁止する)
4. 未成年の子に対する接近禁止命令(6か月間)
5. 親族等に対する接近禁止命令

以上の具体的な命令が裁判所から出されます。保護

命令を発した裁判所はただちに警察本部長・配偶者暴力相談支援センター長あてのFAXで通知します。これを受けた警察はただちに加害者の監視と被害者の保護に入ります。「保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」という罰則により、警察は保護命令に従わない加害者を逮捕することができます。このことで加害者を被害者から遠ざけようとするわけです。

夫から身を隠す妻とその子どもが各種の行政サービスを受けるため、被害者が各市町村に住所の変更を届ける必要が生じます。しかし夫が住民票を見ることで被害者の住所が分かってしまうおそれがあります。このため被害者は住所変更を届ける際に秘匿するための窓口での支援措置申出制度というものが設けられました。これはDV被害者だけでなく、ストーカー被害者も適用があります。

DVの心理学的分析に加害者の行動サイクルというものがあります。

DV加害者としての夫には、

1. 暴力でパートナーをコントロールしようとする
2. 暴力の正当化、責任逃れをする
3. パートナーと大人としての対等な関係を築けない、加害者の幼児性などが見られます。

また被害者の周囲には、暴力を助長する固定観念があります。具体的には、

1. DVが人権問題・社会問題であることの周囲の認識不足
2. 被害を拡大する親・きょうだいの世間体
3. DVは遠い世界のことと思いがちな友人・上司
4. 見て見ぬふりをする隣近所などが被害者の環境を形成しています。

被害者の心理的ダメージにはつぎのものが挙げられます。

★暴力によるPTSD(心的外傷後ストレス障害)

★罪悪感／自責感

★自尊感情の低下

★恥ずかしさ

★無気力

★孤立感

そしてこれらが自殺・殺人へと結びつけます。

DV当事者夫婦の子どもも被害者です。DVが子どもたちに与える影響はつぎのように考えられます。

★子どもに暴力を加えること、子どもに暴力を見せること自体が児童虐待(子どもへの人権侵害)

★暴力を受けること・暴力を目撃したことによるPTSD→人生を幸福に送れない人をつくりだす

★大人の暴力の中で行われる家庭教育 → 暴力で解決しようとする人をつくる

★幸福な家庭生活をつくれない不幸 → DVの再生産(世代間連鎖)

隣近所には、見て見ぬふりをせずにDV被害者を救援しようとする人たちが多くいます。この人たちが多くの被害者を救っています。たまたま隣家のDV被害女性や虐待を受けた子どもをひそかに支援することから、地域が連帯してDV被害者救援とDV防止の市民の運動に広げようと活動しているのが、「NPO法人きりゅう女性支援グループいぶき」です。平成16年11月に12人のメンバーで発足した私たち、平成18年6月にNPO法人の認証を受け、平成20年3月現在で80人余りの会員を擁するようになりました。この中には桐生ロータリークラブのメンバーもいらっしゃいます。シェルターの運営をはじめ、この活動には多額の費用がかかります。皆様のご支援をいただければ幸いです。本日はありがとうございました。